匝瑳市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成26年1月23日(金)午後3時00分から午後3時40分まで
- 2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室
- 3 出席委員(27名)

1番 鈴 木 正 夫 委員 2番 菱 木 信 治 委員 3番 伊 能 正 啓 委員 4番 熱 田 幸 子 委員 5番 鈴 木 一 郎 委員 6番 江波戸 博 委員 大 木 岩五郎 委員 淳 委員 7番 8番 岩 井 9番 渡 弘 仁 委員 10番 實 川 元 久 委員 邉 虎之助 委員 12番 二 村 正 美 委員 11番 塚本 13番 伊藤 定 夫 委員 14番 川 口 京 子 委員 15番 太田 忠 治 委員 16番 大 木 清 委員 17番 及川 誠 委員 18番 夫 委員 大 木 一 19番 秀 雄 委員 加 瀬 浩 市 委員 伊藤 20番 21番 林 豊 委員 22番 増 田 正 義 委員 23番 大 木 傳一郎 委員 24番 石 毛 利 雄 委員 25番 菅 谷 守 夫 委員 26番 伊藤幸夫委員 27番 熊 切 清 委員

- 4 欠席委員(0名)
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 5件

その他

- 6 事務局職員出席者 (農業委員会事務局) 事務局長ほか2名
- 7 会議の概要

事務局 ただ今から平成25年度1月定例農業委員会総会を開会いたします。

はじめに、増田会長より御挨拶をお願いいたします。

増田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。

委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ちゅう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中27名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること となっておりますので、以降の議事の進行は増田会長にお願いします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい たします。

> お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて 御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、10番實川元久委員、12番二村正美委員を 指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申 請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号、番号1番は賃借権に関する件、番号2番、3番は所有権移 転に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から3番を議案書をもとに朗読】

番号1番から3番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項 各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお 願いします。

10番 番号1番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。

- 21番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。
- 3番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。
- 議長ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打 ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議 長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。
- 議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定 について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、第2号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第5条の許可申 請は、5件でございます。

【議案第2号、番号1番から5番を議案書をもとに朗読】

番号1番は、宅地拡張用地として田198㎡を譲受け計画するものです。 農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番の申請地は、専用住宅用地として畑330㎡を借受け計画する ものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番の申請地は、資材置場及び駐車場用地として現況雑種地1615㎡を借受け計画するものです。既に現況が雑種地の状態となっており始末書が添付されています。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番の申請地は、太陽光発電設備用地として現況田495㎡を賃借して計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。 番号5番の申請地は、太陽光発電設備用地として現況田495㎡を賃借

して計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

- 議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。
- 13番 番号1番について、宅地拡張用地として、田を譲受け計画するものです。 申請者はタイヤ販売業を営んでおり申請地に社用車を駐車する計画です。 周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目 的に問題ありません。
- 5番 番号2番について、申請者は現在両親と同居していますが、子供の成長 に伴い手狭となったので、義父より畑を借受け専用住宅を計画するもので す。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用 目的に問題ありません。
- 14番 番号3番について、申請者は鳶業を営んでおり資材置場及び駐車場用地 として母より借受け計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響 はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。
- 10番 番号4番について、太陽光発電設備用地として賃借し計画するものです。 周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目 的に問題ありません。

番号5番について、太陽光発電設備用地として賃借し計画するものです。 周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目 的に問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに 賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

- 議 長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。
- 議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。 次にその他でございますが、何かございますか。

(「なし。」の声あり)

議長 ないようですので、本日、御審議いただいた案件は、 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 5件 その他でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成26年1月23日の匝瑳市農業委員会の定例総会 を閉会いたします。